

財政法研究会実施要領 (<https://zaiseiho-gakkai.boy.jp/kenkyukai/>)

○ 日程

2か月に1度、奇数月（1月、3月、5月、7月、9月、11月）の第3土曜日に開催する。
11月については、研究大会の翌日に開催することがある。1月については、大学入試共通テストと重なる日程のときは、翌週開催とする。

○ 開催方法

ZOOMによるオンライン開催とする。概要については学会HPで告知する。会員に対しては、事務局から一斉メールで事前に報告資料を配布する。

○ 内容

研究会では、「判例報告」と「テーマ別報告」の2種類の報告を行う。

○ 報告者

報告者は、日本財政法学会の会員・非会員を問わない。

○ 判例報告

判例報告は、毎回、原則として1件行う。場合によっては、2件行う場合がある。
財政に関する裁判例であれば、地裁、高裁、最高裁の別を問わない。また、公刊物登載である必要はない。ただし、純粋な租税事件は取り扱わない。

(株)ぎょうせい『地方財務』への掲載

判例報告の報告者は、判例評釈の原稿を(株)ぎょうせいが刊行する『地方財務』に掲載するものとする。掲載は年6回である(4月号〔締切2月末〕、6月号〔締切4月末〕、8月号〔締切6月末〕、10月号〔締切8月末〕、12月号〔締切10月末〕、2月号〔締切12月末〕)。分量は1万字前後とする(16,000字程度まで超過は可能)。原稿料の20%は監修料として日本財政法学会が受領する。

○ テーマ別報告

テーマ別報告は、1年に4回の頻度を目安とする。財政に関するテーマであれば、実務研究、比較法研究、複数の判例のとりまとめなど、内容を問わない。

(一財)建設物価調査会『会計検査資料』への掲載

テーマ別報告の報告者は、原稿を(一財)建設物価調査会『会計検査資料』に掲載するものとする。掲載は年4回である(4月号〔締切2/10〕、7月号〔締切5/10〕、10月号〔締切8/10〕、1月号〔締切11/10〕)。分量は8,000~16,000字程度とする(最低8,000字は出版社からの要請)。原稿料の20%は監修料として日本財政法学会が受領する。